第1条~第13条(略)

(議員の就職・退職)

第14条 議員が就職又は退職したときは、すみ | 第14条 議員が就退職したときは、すみやかに やかにその旨を公告しなければならない。

新

第15条~第28条(略)

(理事会の招集の手続き)

- 第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招 集し、理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分 の1以上の者から会議の目的である事項を示 して理事会の招集の請求があったときは、速 やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その 開会の日の6日前までに会議の目的である事 項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で 通知しなければならない。ただし、急施を要 する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事について準用する。

第5項 (略)

第30条(略)

(理事会の議事)

第31条

第1項~第5項 (略)

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由によ り理事会の開催が困難であると認められると きは、期日を定めて第3項の規定による書面 の提出を求めることとし、理事定数の半数以 上を満たす書面の提出がある場合には、あら かじめ通知した会議に付議すべき事項につい て議決(以下「書面による議決」という。) をすることができる。

第1条~第13条(略)

(議員の就退職)

その旨を公告しなければならない。

旧

第15条~第28条(略)

(理事会の招集の手続き)

- 第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招 集し、理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分 の1以上の者から会議の目的である事項を示 して理事会の招集の請求があったときは、速 やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その 開会の日の6日前までに会議の目的である事 項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で 通知しなければならない。ただし、急施を要 する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会へ の出席を求めなければならない。

第5項 (略)

第30条(略)

(理事会の議事)

第31条

第1項~第5項 (略)

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由によ り理事会の開催が困難であると認められるとき は、期日を定めて第3項の規定による書面の提 出を求めることとし、理事定数の半数以上を満 たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通 知した会議に付議すべき事項について議決(以 下「書面による議決」という。)をすることが できる。

旧

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

新

第7項 (略)

第32条~第33条(略)

(常務理事及びその職務)

- 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、 理事会の同意を得て、理事長が理事のうちから これを指名する。
- る。

第35条~第45条(略)

(予備費の費途)

- 第46条 一般勘定のうち、予備費を充てるこ とのできる費途は、次の各号に掲げるものとす る。
 - (1) 事務所費
 - (2)組合会費
 - (3) 保険給付費
 - (4)納付金
 - (5) 保健事業費
 - (6) 還付金
 - (7) 財政調整事業拠出金
 - (8) 連合会費
- 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのでき る費途は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 介護納付費
 - (2)介護保険料還付金

(準備金の保有方法)

第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によ | 第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法に って保有しなければならない。ただし、準備金 のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均 年額の12分の1に相当する額については、第 1号又は第2号の方法により保有しなければな らない。

(1)議員の疾病、負傷

- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請 第7項 (略)

第32条~第33条(略)

(常務理事及びその職務)

- 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、 理事会の同意を得て、理事長が理事のうち からこれを指名する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理す 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理す る。

第35条~第45条(略)

(予備費の費途)

- 第46条 予備費を充てることのできる費途 は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事務所費
 - (2)組合会費
 - (3) 保険給付費
 - (4)納付金
 - (5) 保健事業費
 - (6) 還付金
 - (7) 財政調整事業拠出金
 - (8) 連合会費

(新設)

(準備金の保有方法)

よって保有しなければならない。ただし、準 備金のうち前3年度の保険給付に要した費用 の平均年額の12分の1に相当する額につい ては、第1号又は第2号の方法により保有し なければならない。

旧

- (1)郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第18 1号) 第1条第1項に規定する金融機関へ の預貯金又は金銭信託(運用方法を特定す るものを除く。)
- (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心と するもの、又は外貨建外国債を運用対象 として含むものを除く。)
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成 するために設置する施設及び組合の福 祉事業として行う各種貸付事業への出 資金
- (11) 法第150条の規定による施設であ る土地又は建物の取得

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項 第1号、または第2号の方法によって保有し なければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

- ら第10号までの方法により保有しなけ ればならない。
- 第2項~第3項 (略)

第49条(略)

- (1)銀行、信用金庫への預金若しくは貯金 又は郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への 金銭信託(運用方法を特定するものを除
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外 国 債を運用の中心とするもの、又は 外貨建外国債を運用対象として含むも のを除く。)
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 法律により法人の発行する債券で、そ の債券に係る債務を政府が保証してい るもの又は金融機関の発行する債券の 取得
- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担 保付又は一般担保付の社債の取得
- (7) 抵当証券の取得
- (8) コマーシャルペーパーの取得
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的 を達成するために設置する施設に対す る出資金
- (11)組合間の共同事業として実施する高額 医療費及び出産費に係る貸付事業に対 する出資金
- (12) 法第150条の規定による施設である 土地又は建物の取得

(新設)

(準備金以外の積立金の保有方法)

第48条 準備金以外の積立金は、前条第1号か | **第48条** 準備金以外の積立金は、前条第1号か ら第11号までの方法により保有しなけ ればならない。

第2項~第3項 (略)

第49条(略)

新

(公告の方法)

らない事項は、この組合のホームページ に掲載する。

第51条(略)

(一部負担還元金)

- 第52条 この組合は、健康保険法の一部を改正 する法律(昭和32年法律第42号)附則第7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部 負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養 (食事療養及び生活療養を除く。) について算 定した費用の額から控除する法第74条第1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号 に定める割合を乗じて得た額を基準として、 組合が定めた額)について、その還元を行う。
- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調 剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第 115条の規定により同一月において、被保 険者若しくはその被扶養者の支払った一部負 担金等の額を合算することにより支給される 高額療養費(以下「合算高額療養費」という。) の支給の基礎となった一部負担金があるもの を除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬 局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬 明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細 書とを合算して1件とみなす。) について、療 養に要する費用の一部として支払った一部負 担金の額(法第115条の規定により高額療 養費(合算高額療養費を除く。)が支給される 場合にあっては、当該一部負担金の額から高 額療養費に相当する額を控除して得た額)か ら、別表(2)に掲げる被保険者の区分に応じ て定める額を控除して得た額とする。

第53条(略)

(訪問看護療養費付加金)

第54条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法

旧

(公告の方法)

第50条 この組合において公告しなければな **| 第50条** この組合において公告しなければな らない事項は、この組合(及び事業所) の掲示板に掲示する。

第51条(略)

(一部負担還元金)

第52条 この組合は、健康保険法の一部を改 正する法律(昭和32年法律第42号)附則 第7条の規定に基づき、被保険者の支払った 一部負担金について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又 は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せ んに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合 は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合 算して1件とみなす。) について、療養に要 する費用の一部として支払った一部負担金の 額(法第115条の規定により高額療養費 (同一月において、被保険者若しくはその被 扶養者の支払った一部負担金等の額を合算す ることにより支給される高額療養費(以下 「合算高額療養費」という。)を除く。以下 同じ。)が支給される場合にあっては、当該 一部負担金の額から高額療養費に相当する額 を控除して得た額)から、別表(2)に掲げ る被保険者の区分に応じて定める額を控除し て得た額とする。

第53条(略)

(訪問看護療養費付加金)

第54条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第

第88条の規定により訪問看護療養費の支給 を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費 付加金を支給する。

新

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。)が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

(家族訪問看護療養費付加金)

- 第55条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111条の規定により家族訪問看護療養費の 支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療 養費付加金を支給する。
- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。)が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

88 条の規定により訪問看護療養費の支給を 受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加 金を支給する。

旧

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

(家族訪問看護療養費付加金)

- 第55条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法 第111条の規定により家族訪問看護療養費 の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看 護療養費付加金を支給する。
- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表(2)に掲げる保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

第56条~第59条(略)

(家族療養費付加金)

- 第60条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110条の規定により家族療養費の支給を受 ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給 する。
- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細 書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1 件に相当する額を控除した額から、各診療月 について合算高額療養費の支給の基礎となっ た診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費 支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の 法令の規定により、国又は地方公共団体の負 担で療養費の支給又は療養があったときは、 その額を控除した額)が別表(2)に掲げる 者の区分に応じて定める額以上のものに限 る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局 で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明 細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書 とを合算して1件とみなす。)につき、それぞ れ別表(2)に掲げる者の区分に応じて定め る額を控除して得た額とする。

(合算高額療養費付加金)

- 第61条 合算高額療養費の支給を受ける被保 険者に対し、合算高額療養費付加金を支給す る。
- 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給

第56条~第59条(略)

(家族療養費付加金)

第60条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法 第110条の規定により家族療養費の支給を 受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を 支給する。

旧

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書 または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処 方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた 場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書と を合算して1件とみなす。) について、療養 (食事療養及び生活療養を除く。) に要する 額(法第115条の規定により高額療養費 (同一月において、被保険者若しくはその被 扶養者の支払った一部負担金等の額を合算す ることにより支給される高額療養費(以下 「合算高額療養費」という。)を除く。以下 同じ。)が支給される場合にあっては、家族 療養費に相当する額に高額療養費に相当する 額を加えて得た額)を控除して得た額から、 別表(2)に掲げる被保険者の区分に応じて 定める額を控除して得た額とする。

(合算高額療養付加金)

- 第61条 法第115条の規定により、同一月 において、被保険者若しくはその被扶養者の 支払った一部負担金等の額を合算することに よる高額療養費(以下「合算高額療養費」と いう。)の支給を受ける被保険者に対し、合 算高額療養付加金を支給する。
- 2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表

又は療養があったときは、その額を控除した額)が別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表(2)に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

(2) に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

第62条~第65条(略)

別表 (1)

事業所名	所在地
株式会社シーイーシー	東京都渋谷区
フォーサイトシステム	福岡県福岡市
株式会社	
シーイーシークロスメ	東京都渋谷区
ディア株式会社	
株式会社三岩エンジニ	東京都渋谷区
アリング	
株式会社ハイ・アベイラ	東京都港区
ビリティ・システムズ	
ミツイワ情報株式会社	東京都渋谷区
株式会社イーセクター	東京都渋谷区
ソフトウエアエンジニ	東京都渋谷区
アリング株式会社	
株式会社エル・エス・ア	神奈川県川崎市
イ・テクノロジー	
大分シーイーシー株式	大分県杵築市
会社	
株式会社コムスタッフ	福岡県福岡市
株式会社シーイーシー	神奈川県座間市
カスタマサービス	

第62条~第65条(略)

別表(1)

事業所名	所在地
株式会社シーイーシー	東京都渋谷区
フォーサイトシステム	福岡県福岡市
株式会社	
シーイーシークロスメ	東京都渋谷区
ディア株式会社	
株式会社三岩エンジニ	東京都渋谷区
アリング	
株式会社ハイ・アベイラ	東京都港区
ビリティ・システムズ	
ミツイワ情報株式会社	東京都渋谷区
株式会社イーセクター	東京都渋谷区
ソフトウエアエンジニ	東京都渋谷区
アリング株式会社	
株式会社エル・エス・ア	神奈川県川崎市
イ・テクノロジー	
大分シーイーシー株式	大分県杵築市
会社	
沖縄フォーサイト株式	沖縄県那覇市
<u>会社</u>	
株式会社コムスタッフ	福岡県福岡市
株式会社シーイーシー	神奈川県座間市
カスタマサービス	